

平成16年2月27日

千葉市長 鶴岡 啓一様

千葉市環境審議会
会長 生嶋 功

千葉市地球温暖化対策地域推進計画の策定について（答申）

平成15年11月6日付け15千環環第228号をもって諮問のあった標記計画の策定について、当審議会・環境総合施策部会において、市民意見・提案の把握にも努め、慎重に調査・審議を行った結果、別添「千葉市地球温暖化対策地域推進計画(案)」のとおり結論を得たので答申します。

なお、今回の調査・審議に関連して、留意事項等を下記のとおり付記します。

記

1. 計画案の検討に際して特に留意した事項について

(1) 計画の基本的事項について

計画の目的、位置づけ、基本方針等の計画の骨格及び温室効果ガス排出量に関する算出方法、算出結果等の内容については適切なものと判断しました。また、本計画案の削減目標については、千葉市の実情に即した実施可能な対策による削減効果量を踏まえて設定されており、実効性のある計画を目指す視点から、その設定の考え方は適切なものと判断しました。削減目標の実現に向け、市民・事業者には計画の内容を分かりやすく示しつつ、取組みを推進することを強く望みます。

(2) 部門別の取組みの推進について

千葉市の温室効果ガスの排出状況については、家庭や業務部門、運輸部門での伸び率が高くなっていることから、これらの部門における取組みの内容について一層の充実を図ることとしました。

また、全国に比べて産業部門からの排出量の割合が高いことから、事業者による温暖化に配慮した自主的な活動の促進に向けて、関連する取組みの内容について一層の充実を図ることとしました。

(3) 省エネルギー機器等の普及・促進について

市民のライフスタイルの見直しや事業者の自主的な活動の推進に向けて、省エネルギー機器や新エネルギー設備等の普及・促進の効果が大きいことから、関連する取組みの内容について一層の充実を図ることとしました。

(4) 取組みの推進に向けた活動目標について

本計画案における削減目標の達成に向けて、市民や事業者による温暖化に配慮した活動の普及・促進を図るため、それらの取組みの状況の目安となる具体的な活動目標として、「市民のライフスタイルの見直しに向けた活動目標」を4項目、「環境に配慮した自主的な事業活動の推進に向けた活動目標」を3項目設定し、市民等に分りやすく示しつつ、市民・事業者・市が連携してその達成に努めることとしました。

また、市民、事業者の活動を促進するためには、インセンティブを与えることが効果的なことから、その検討の必要性を盛り込むこととしました。

(5) 推進体制の充実と県や関係機関、NPO等との連携について

本計画案を着実に推進していくためには、市民、事業者、市等が相互に連携して取り組むことが効果的なことから、その推進役としての中心的な役割が期待される地球温暖化対策地域協議会の構成や活動等に関する内容について一層の充実を図ることとしました。

また、地球温暖化対策を推進するためには、市の施策として、市民・事業者との連携はもとより、まちづくりという視点からの取組みも重要なことから、県や関係機関、NPO等との連携に関する内容について一層の充実を図ることとしました。

2 . 市民意見・提案の計画案への反映について

環境総合施策部会では、平成15年12月15日に「千葉市地球温暖化対策地域推進計画(案)の中間とりまとめ」を行うとともに、12月19日から本年1月19日にかけて、同計画案について市民意見・提案の募集を実施しました。その結果、市民等から20件の応募(意見・提案の項目数は74)がありましたので、この中で計画案に反映することが適当と考えられる事項については、本計画案に盛り込むこととしました。

また、千葉市環境基本計画市民懇談会より平成16年1月28日付けで千葉市

長に提出された「千葉市地球温暖化対策地域推進計画の策定に関する提言」の内容について、当審議会としても検討した結果、計画案への反映を図るべきとされた事項については、本計画案に盛り込むこととしました。

なお、当審議会や市に提出された多くの市民意見・提案は、いずれも地球温暖化防止につながる貴重な意見・提案ですので、今後の施策の推進にあたって十分に配慮するよう申し添えます。